

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	東部地域し尿収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市大江一丁目他
概要	<p>当該地域には、下水道未整備地区が多く残されている状況にあり、市には、し尿を収集する責任があることから、日常生活において排出されるし尿の汲み取りを確実にいくために、適正に収集運搬するものである。</p> <p>【収集地域】 上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北学区</p>
契約期間	令和4年1月1日 から 令和4年3月31日まで
契約年月日	令和3年12月28日
契約金額	3,738,488円(1月～3月予定額)
契約の相手方	<p>〔所在地〕 大津市大江二丁目1番8号 共立ビル2-A 〔名称〕 大五産業 株式会社 大津支店</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該業者は、当該地域における一般廃棄物(し尿)収集運搬業務を許可している唯一の業者であり、長期にわたり効率的、安定的にし尿の収集、運搬業務を行っている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条」に規定する委託の基準を満たす唯一の業者である。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の委託基準 受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関して相当の経験を有するものであること。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。